

官報

号外

昭和二十五年三月一日

第七回 参議院會議録第二十一号

昭和二十五年二月二十八日(火曜日)午
前十一時十五分開議

議事日程 第十九号

昭和二十五年二月二十八日

午前十時開議

第一 持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基く、昭和二十三年事業年度持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に関する財産目録及び收支計算書

(委員長報告)

第二 昭和二十三年年度一般会計予備費使用總調書(その2)(承諾を求むる件)(衆議院送付)

(委員長報告)

第三 昭和二十三年年度特別会計予備費使用總調書(その2)(承諾を求むる件)(衆議院送付)

(委員長報告)

第四 昭和二十三年年度特別会計予算總則第四條但書に基く使用總調書(承諾を求むる件)(衆議院送付)

(委員長報告)

第五 昭和二十四年度特別会計予備費使用總調書(その1)(承諾を求むる件)(衆議院送付)

第五 昭和二十四年度特別会計予備費使用總調書(その1)(承諾を求むる件)(衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨二十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

法務府設置法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

同日議員から左の質問主意書を提出した。

西医学に関する質問主意書(鈴木憲一君提出)

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

在外同胞引揚問題 楠見 義男君
に關する特別委員 柏木 庫治君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

在外同胞引揚問題 小杉 イ子君
に關する特別委員 阿竹齊次郎君

去る二十一日委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は昨二十七日これを承認した。

「元号」に関する調査承認要求書

一、事件の名称 「元号」に関する調査

一、調査の目的 新憲法の制定後「元号」に関する法的基礎が不明確となつており且つ、新憲法の精神から見ても一世一元の制が果して妥當であるかという問題について

も研究の必要が生じて来た。又講和會議を控へ、將來我が國が國際社會の一員となるべき立場からも、

此際文明諸國共通の年号計算に違つてはどうかという問題も起つて

いる。如上の見地から元号に関する調査を行つて、速かにその対策を講ずる。

一、利益 「元号」に関する種々の疑義を明確にし、文化國家の建設に寄與する。

一、方法 官庁、公共団体及び学識経験者等から意見を聴取し、資料を要求し、又必要に應じて現地調査を行ふ。

一、期間 今期国会開會中

右本委員會の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十五年二月二十一日

文部委員長 田中耕太郎

参議院議長佐藤尚武君

昨二十七日委員長から左の報告書を提出した。

大蔵委員会請願審査報告書第一号

大蔵委員会請願特別報告第一号

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

同日予算委員会において当選した理事

は左の通りである。

理事 岩間 正男君(岩間正男君の補欠)

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

(門屋盛一君発言の許可を求む)

○議長(佐藤尚武君) 門屋盛一君。

○門屋盛一君 本日はこの際、公共企業体労働関係法の取扱に關して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○左藤義雄君 只今の門屋議員の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 門屋君の動議に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許可いたします。門屋盛一君。

(門屋盛一君登壇、拍手)

○門屋盛一君 私は公共企業体労働関係法の取扱に關して政府に質問をするものであります。

大体我が國の労働運動の動向といったしましては、終戦後行き過ぎたる面も沢山にあつたのであります。叩き潰された國、潰れた國家を再建するのに、

労使が必要以上の摩擦を續けておつたのでは、國家の再建はできないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり

の意味におきまして、労働運動の行き過ぎといふこともよくありませんが、

又使用者側の方において抑え付け過ぎるといふこともよくないのであります。

我が國の再建は、ただひとえに労使が手を握り合つて立つ以外にないといふことを常に信念としておるものであります。(拍手、「そうだ」と呼ぶ者あり)

この意味におきまして、第三國會において公共企業体関係の労働法は制定されたのであります。別の法律で定められましたところの公務員法との関連があるのであります。公共企業体と申しますのは、御承知のごとく國有

鉄道と専売公社を今指しておるのであります。これらの二つの企業体は全部

が国の資本でやつておるのであります。この法律のできまする前、暫らくの間、政令を以て運営された時代もあるものであります。その政令ができませんまでは一般公務員として扱われておつたのであります。併し国が全部の資本を出してある事業でも、資本と経営の分離をして、企業体の独立採算制をとるということが公共企業体の主たる目的になるのであります。それであり、それから、この企業体に働く人は、一般公務員法で当接まらない面が沢山出て来るといふような関係で、当初政令で定められておつたものが、第三国会、第四国会を通じて、この法律案が提出され、法律が制定されておるのであります。この法律の制定によりまして、公共企業体の職員、即ち国鉄従業員、専売公社の従業員は、一般労働組合とは異なつて、社会公共の福祉というところに重きを置きまして、争議権を初めとして数多の権利を、労働者の持つところの権利を抑えられておるのであります。我々は、公共の福祉ということとは最も大切なことでありますから、この法案通過に當りまして、公共企業体の従業員に対しては気の毒でありますけれども、これは争議権を抑えなければならぬ。でありますから、この公共企業体労働関係法を制定いたしました中に、これの一番骨子になりますところは、一方に争議権を抑えるけれども、そのやつて行くところ

の仕事は社会公共の福祉に極めて重大な影響があるのでありますから、何とかこれを救う途を考へなければいけません。争議権を抑えても、その争議権を抑えたことによつて、労働者を、公共企業体の労働者を非常な不利に陥らしめてはならないということがこの公共企業体関係法には十分に盛り込まれておるのであります。そういう経緯を以ちまして第四国会で通過しましたこの法律の案に當りまして、昨日も同僚内村議員が緊急質問をされましたところの国鉄裁定の問題、現に衆議院で審議中であり、当院では受理するおかしな今議運で検討中のものに専売公社の裁定、この二つの裁定問題が起つておるのであります。専売公社の問題は衆議院において審議中であり、当院としてはまだ受理さずとも決まつておらないのでありますから暫くおきまして、国鉄裁定につきましては、昨日内村議員から質問があり、それに対して関係大臣の御答弁があつたのであります。私は昨日の内村議員の質問に対して、関係大臣の答弁が親切であり、公共企業体に対する親心があり、人情味がある答弁ができたなら、今日この緊急質問で登壇する必要はなかつたのであります。(拍手)然るに政府は、法律を提案したときの提案者たる政府の説明と、又立法院であるところの国会がこれを通過させたところの立法の精神を考へず、現われたところの法文をでき

得るだけ歪曲して考へ、歪めて考へて、今困つておられる公共企業体労働者に対して、法律を正しく解釈して、少しでもその生活状態をよくしようといふ考へしやなく、その反対に抑え付けて行くといふことがはつきり分つたのであります。(拍手)ここにおいて私は本日緊急質問として登壇するの止むを得ない状態になつたのであります。時間の關係上、各関係大臣に極めて簡単に御質問申し上げます。

先ず鈴木労働大臣には、公労法第三十五條と、これに関連しますところの十六條第一項並びに第二項の解釈をどういふふうになされておるかということが第一点。それから最近二つの裁定が下されましたが、二つの裁定とも政府と意見を異にしている。この仲裁裁定委員は内閣が任命されておるのであります。僅か二ヶ月か三ヶ月の間に、政府の見る社会情勢、財政状態と異なつたような裁定をするような仲裁委員を御任命になつたところの内閣としての政治的責任をどういふふうにお考へになつておるか。これだけを簡明にお答え願つて再質問いたします。

増田官房長官に對しましては、官房長官としてお尋ねすることは後段のとであります。先ず前段におきまして、増田国務大臣が労働大臣のとき、この公共企業体労働関係法は提案されて通過したのであります。そのときの提案理由の説明におきまして、マ

元帥書簡の趣旨というものを非常に尊重され、強調されておつたのであります。その強調され、主張されました提案理由の説明の中にどういふことを言われております。「第三の理由は、公共企業体の職員には、団体交渉権は労働組合法の定めるところにより完全に保有するが、行使の方法において混乱を生じ、無用に労働紛争を生ぜしめておる傾向がある。殊に公共企業体においてはこれら無用の紛争を極力排除して、正常な団体交渉を保障し、職員の地位の維持向上を図ることによつて、公共企業体の能率発揮と正常な運営を確保しようとする法制的措置を必要としたことである。第四の理由は、公共企業体の職員には国家公務員に認められるその地位に關する特別の保障がないから、これに代えて完全な団体交渉と、適正迅速な調停と、厳正なる仲裁制度を確立することにより、即ち適正迅速な調停と厳正なる仲裁制度を確立することにより、「職員の生活の安定を保障する必要がある。これに關する法制的措置を講ずることを必要とした。尙この点に關しましては、御承知のように、先程申しましたマツカーサー元帥の書簡におきまして、かかる仲裁、調停の制度が設けられることを示唆されております。」このいふふうになつておられて、我々労働委員会ではこれを審議したのであります。して見ますと、

この公共企業体労働関係法の立法精神なるものは、何人よりも増田国務大臣がよく御存じの筈である。その一番よく御存じの増田国務大臣が、国鉄裁定に對しておとりになつた態度は、この法文解釈をでき得るだけ政府側に有利に考へて、国鉄労働側に不利に解釈し、あまつさへ国会をも誤らせるような提案形式をとつておる。(その通り)と叫ぶ者あり、拍手のみならず、国会を誤らせる提案形式と申しますものは、これは立派に承認を求めなければならぬことを、議決を求めるの件として来ております。それから御承知のように衆議院と参議院とは異なつた決議になつておる。にも拘らず、衆議院の決議のみを以て恰かも国会で不承認になつたがごとくに考へられておる。これは私は増田国務大臣が善良なる人格者として良心に恥するところありやなしや。尙、昨日内村君の質問に對しまして、国会は裁定案全部の内容に亘つてまで審議すべきであるということと言われたが、如何なるところに準拠してそういうことを言われるか。公共企業体法で国会が承認を與えることは、十六條一項のことに対して十六條二項の処置がとられるのであります。これに對する増田国務大臣の見解と良心的の考へ、この良心的の考へが、国鉄に對し、又専売公社に對して、政府の同情ある、親心ある答弁をこの国会で頂けるならば、我が国の労働

会は、十六條第一項に該当するか否かを審議する権能があるということを申上げておる次第でございます。判決の内容全体に亘つて今は私共は批評いたしたくございません。上訴いたすことにはいたしておりませんが、上訴いたしたくありません。

批評をいたしたくございません。ただ、内村議員の申された範圍において、判決を引用されたその点につきまして、我々には不服の意思を持つておるといふことを申し上げました。

権の最高機關でもございまするし、殊に十六條第一項に該当すると政府が認めて提案したものでございますから、十六條第一項に該当するや否やといふ

を持つていらつしやる、こう考へておられます。それから労働三法なり、或いは公労法なり、国家公務員法の関係、殊に労働争議権を奪われており、まする公共企業体労働者諸君に對し

まして、でき得る限り労働條件の維持改善を図るべしという意味におきまして、適正な調停の制度が設けられておる、厳正な仲裁裁定の制度が設けられておるといふ点につきましては、門意とし、完全同意見であります。

す。ただ併しながら十六條第一項の精神は、国鉄関係、専売公社関係の労働者諸君の條件の維持改善はできるだけ図る。而してその分限と申しますか、予算の許す範囲内においてきりくりの

二七七

所まで、その維持改善のために政府は奮発せよという意味が書いてあると思ひます。予算が許さないものは政府を拘束するものではない、こういう趣旨と、私共はそういうふうに通読しておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) 昨日の内村議員の御質問に對しまして、私の答へが非常にあつたかつたというのでお叱りを受けたのであります。私は最初の質問をお聞きしてはなかつた關係、又質問の要點が地方裁判所のあの判決に基いて予算の流用をしないかという御質問でありましたので、簡明率直にお答へした方がよいという考への下にいたしましたのであります。勿論国鉄の裁定が出ましたときに、当初はなかなか困難と考へておつたのであります。が、あらゆる努力をいたしまして十五億五百万円を出したのであります。その後、予算の執行状況を見まして、私はもうこれ以上は出ないということ考へておりますので、お答へいたしましたのであります。大蔵大臣といたしましては、社会情勢に即応し、又経済事情の変遷を常に考へ、殊にこの頃のような労働者諸君が非常に健康なやり方をおとりになつておるとき、我々は進んで公務員その他の労働関係、その他の待遇改善には全力を盡しておる一人であるのであります。(何をやつたか)と呼ぶ者あり(現在の社会事情と

労働事情とを比べるとは行方不明に考へていないということをお答へいたします。

〔門屋盛一君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 門屋盛一君。

〔門屋盛一君登壇〕

○門屋盛一君 鈴木労働大臣の答へは、聊か私の質問が簡單過ぎて分らないかと思つたのであります。時間がありませんから、これは労働委員会において詳しく質問いたします。

増田国務大臣、池田大蔵大臣の本日の御答へは極めて鄭重であり、(笑聲)先ず満足するものであります。が、ただ一点、兩院一致の議決を得なかつたから承認がなかつたというふうな解釈されておることは(言葉だけじや駄目だ)と呼ぶ者あり(院議をどういうふうにか考へられておるか。明らかに参議院の決議は、一月以降において経理が立ち直つた折に支拂えというところが決議されておる。十六條第一項の不承認ということになれば、十六條第一項は、資金的、予算的の措置がとれない場合に国会に承認を求めろのだ。その資金的、予算的の措置をとつていか悪いからというのを承認を求めておる。それを不承認と解されることは、今日政府のとつては態度には参議院は明らかに不承認である。

〔議長退席、副議長着席〕
参議院は、結論的に言いますならば、時間的のズレはあるが支拂えというところを決議しておる。一方の議院が支拂えという意思表示をしておるにも拘わらず、どこにこれを根拠として不承認という解釈を下したか。承認がなかつたというのでも不承認も同じです。(笑聲)承認がなかつたのではない。参議院は承認しておる。拂えということに承認していることです。(兩院一致の承認がないのだ)と呼ぶ者あり(兩院一致の承認がなかつたらもう一回提出すべきである。法律案でもそうです。兩院で不成立に終つたものはもう一回でも二回でも出して来る。これは何十万という労働者に対する親切があつたなら、一回で承認がなかつたらもう一回出すのが当り前だ。(出して)結果は分つてゐる)と呼ぶ者あり(まあ下らない彌次は入れないで下さい。(笑聲)あなた方は彌次つてるか知らないけれども、これによつて何十万の従業員が困つておる。(そうだ)と呼ぶ者あり(こういふことの審議に當つては、たといまずい議論でも一応の議論として帶かに聞いて貰いたい。(その通り)と呼ぶ者あり(併し私の持ち時間がないので、これに對して一応の御答へを伺つて、爾余のことは委員会に譲ります。それから大蔵大臣は極めて今日懇懇なる御答へをなさつたが、(言葉だけだ、中身がない)と呼ぶ者あり)やはり参議院が支拂えという決議をしておるのだから、院議を重んじ、この上とも何とかして捻出の方法をとつて拂

つて行かなければならぬというお考へを持つてゐるかどうかということを買して置きます。ただ今事情が悪い……今事情の悪いことはよく分る。年度一杯なり或いは来年度においてこの参議院の決議を尊重されるかどうか。この点だけ買して置き、時間がありませんから後は委員会です……

〔国務大臣増田甲子七君登壇、拍手〕

○国務大臣(増田甲子七君) 門屋さんは、政府が兩院の議決がそれと異なつたあの事実を理由として不承認であると思つておるという御質問でございましたから、先程この壇においてお答へいたしました次第でございます。即ち政府は不承認という事実があつたことは認めておりません。そういう積極的不承認という議決はないわけでありますから、これは申すまでもなく国会の意思決定は、兩院の意思がそれと合致しないと国会の意思決定にはなりません。衆議院においては二回に亘つて積極的不承認の議決がありまして、参議院においては門屋議員の仰せの通りの議決がございました。そこで兩院の意思は合致いたしておりませんから、国会の不承認という議決はなかつたわけでございます。即ち不承認という事実はなかつたのでございまして、から、飽くまで政府は不承認であつたとは認めておりません。ただ併しながら今度は不承認と對蹠の關係に立つ

ところの承認という事実があるかといふと、これはありません。結局承認がなかつた、これだけの消極的事実がなつただけであります。それで承認がなければ結局公労法第十六條二項に書いてありますところの裁定は効力を発生しないということに見えておるわけでありまして、將來の点につきましては、門屋さんの御説明の通り労働条件の維持改善を図りたいと思ひますが、あの本年度の公社の予算上、資金上から見まして、ぎりぎりの奮発は三千一円、一人当り三千一円の奮発はいたしました、年末において支出したことは御承知の通りであります。將來の問題としてはできるだけ考慮いたしたいと思ひますが、あの裁定はともかくも効力を発生しなかつたというふうな政府としては解釈をいたしております。(拍手、一連)と呼ぶ者あり

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) 先般の国鉄裁定に關する法律的效果は、先程増田官房長官が言われた通りでございます。従いまして、あの裁定に基きまして今年度内並びに来年度において予算上どういふことは考へておりません。併し先程申し上げましたように、公務員並びに公共企業体の職員の特遇改善につきましては、いつの機会にもできるだけよくしようと努力しておる者の一人であることをここに申し上げて置きます。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) この際、日程第一、持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基く、昭和二十三年事業年度持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に関する財産目録及び收支計算書、日程第二、昭和二十三年年度一般会計予備費使用総調書(その2)(承諾を求める件)(衆議院送付)、日程第三、昭和二十三年年度特別会計予備費使用総調書(その2)(承諾を求める件)(衆議院送付)、日程第四、昭和二十三年年度特別会計予算總則第四條但書に基く使用総調書(承諾を求める件)(衆議院送付)、日程第五、昭和二十四年度特別会計予備費使用総調書(その1)(承諾を求める件)(衆議院送付)、以上五件を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。決算委員会理事中平常太郎君。

審査報告書
持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基く、昭和二十三年事業年度持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に関する財産目録及び收支計算書を審査

した結果全会一致をもつてすべて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。
昭和二十五年二月十六日
決算委員長 奥 主一郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
平沼彌太郎 來馬 琢道
米倉 龍也 中川 幸平
横尾 龍 廣瀬與兵衛
中平常太郎 柴田 政次
カニエ邦彦 石川 準吉
阿竹齊次郎 西山 龜七
姫井 伊介 加藤常太郎

持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基く、昭和二十三年事業年度持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に関する財産目録及び收支計算書
右国会に提出する。
昭和二十四年十二月二十四日
内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長佐藤尚武殿
審査報告書
昭和二十三年年度一般会計予備費使用総調書(その2)(承諾を求める件)
昭和二十三年年度特別会計予備費使用

用総調書(その2)(承諾を求める件)
昭和二十三年年度特別会計予算總則第四條但書に基く使用総調書(承諾を求める件)
昭和二十四年度特別会計予備費使用総調書(その1)(承諾を求める件)

右全会一致をもつて承諾を與うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年二月十六日
決算委員長 奥 主一郎
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
中平常太郎 柴田 政次
カニエ邦彦 石川 準吉
廣瀬與兵衛 平沼彌太郎
來馬 琢道 米倉 龍也
中川 幸平 横尾 龍
阿竹齊次郎 西山 龜七
姫井 伊介 加藤常太郎

要領書
委員会の決定の理由
一、昭和二十三年年度一般会計予備費の予算總額は六十五億円であつて、この内昭和二十四年一月八日から同年三月二十八日までの間に於いて使用した金額は十一億六千二百万余円である。
二、昭和二十三年年度特別会計予備費

の予算總額は百三十五億一千九百九十四万四千円であつて、この内昭和二十四年一月十日から同年三月三十一日までの間に於いて使用した金額は四十二億八千六百九十四万四千円である。
三、昭和二十三年年度特別会計予算總則第四條但書に基いて、通信省所管通信事業特別会計における事業収入の増加額を事業のため直接に必要とする経費及び借入金償還に充當した金額は十二億一千七百九十四万四千円である。
四、昭和二十四年度特別会計予備費の予算總額は二百億二千七百九十四万四千円であつて、この内昭和二十四年六月十四日から同年十二月九日までの間に於いて使用した金額は三十億五千八百九十四万四千円である。
以上四件について、審査の結果、いづれも適當な支出であり、全会一致をもつて承諾を與うべきものと議決した。

昭和二十三年年度一般会計予備費使用総調書(その2)
昭和二十三年年度特別会計予備費使用総調書(その2)
昭和二十三年年度特別会計予算總則第四條但書に基く使用総調書
昭和二十四年度特別会計予備費使用総調書(その1)
右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十五年二月十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長佐藤尚武殿

〔中平常太郎君登壇、拍手〕
○中平常太郎君 只今議題となりました持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基く、昭和二十三年事業年度持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に関する財産目録及び收支計算書について、決算委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

持株会社整理委員会は、ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基きまして、昭和二十一年の勅令第二百三十三号を以て公布されました持株会社整理委員会令によつて設置されたものでありまして、財閥の解体及び過度経済力の集中排除をその目的としておるのであります。持株会社整理委員会令によりますと、整理委員会の会計は会計検査院の検査を受けるのであります。政府は整理委員会の決算に関する書類に会計検査院の意見を添えて国会に提出すべきものとなつてゐるのであります。ここに提出されました昭和二十三年事業年度の報告書を見ますと、第一に、経費收支計算書によりますと、支出の合計は一億九千八百

十六万六千余円でありまして、これは持株会社手数料等一億六千六百九万七千余円及び国庫交付金三千二百六万九千円によつて支弁されてあります。第二に、譲受財産の財産目録によりまして、その総額は四十七億一千七十一万八千余円でありまして、第三に、譲受財産に関する收支計算書には、持株会社勘定及び指定者勘定の收支が項目別に記されてあります。第四に、過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基き譲受財産に関する財産目録及び收支計算書につきましては、この事業年度中には譲受けた財産がないと記されてあります。尚、会計検査院の意見は、検査の結果これに対し通知すべき意見はないということになっております。

決算委員会における質疑応答の中、主なるものを御紹介申し上げます。第一に、持株会社整理委員会の收支計算書において、収入の部の国庫交付金の基礎的質問に対して、過度経済力の集中排除等の事務を扱つてゐる百三十名分の人件費及び事務費であるという説明でありました。次にその支出の部の支拂手数料の内訳質問に対して、その大部分即ち九五%以上が証券処理調整協議会の経費分担額であるが、協議会は東京の外に六ヶ所の支所があり、百七十五人くらいがこれに係属しているという説明でありました。次に、同じく支出の部にある給料及び手当についての

質問に対して、二十三年度末には委員九名、職員四百九十六名であつて、給与額は政府の給与ベースの変更に応じて変更を加えてゐるということでありました。この問題と関連して、委員会今ではその仕事に軌道に乗つて来たのであるから、それ程多くの従業員は不必要ではないかという質問に対して、すでに二十四年度には三百九十人に減少させたが、更に二十五年度の予算では三百六人とする見込である、但し証券処理の事務のみならず、経済力集中排除法、財閥諸会社の整理など、なかなか仕事は多いという答弁でありました。次に収入と支出とが同額になつてゐる理由に關しましては、収入の部は国庫交付金の額を除いたもの、即ちその大部分のものを持株会社及び指定者に割当ててその負担とするから、收支同額という経理方法をとつてゐるという説明でありました。次に、財産目録について、資産評価はどうしてゐるかという質問に対して、財産目録には、株券は拂込金額により、公社債は額面金額により集計してゐるという説明でありました。最後に、二十三年度の譲受財産目録を前年度のものと比較すると、二十三年度中に十六億四角の有価証券が処分されたことが分るが、二十四年度の処分状況は如何、特に最近の株価の暴落を来たした原因の一部がここにあると言われている点について説明を求めたところ、株式の放出に

つては、先ず整理委員会で処分計画書を作り、証券処理調整協議会の決定を経て放出することにしてゐる、二十四年度の四月から九月までは協議会で相当の株式を放出したが、その後は証券市場の悪化のため一時放出を見合せてゐる、併し最近の株価の暴落の主な原因は、企業再建無償法その他による増資が多かつたので、市場を圧迫したのであるという説明でありました。以上が質疑応答の主なものでありますが、尚詳細は速記録によつて御覽を願ひます。

ここに一言附け加えて置きたいことがあります。内閣提出のこの計算書の巻頭に、昭和二十四年五月十九日附で、持株会社整理委員会の委員一同連署で、この計算書「本冊の通り相違無之候也」と証明されてゐますが、かような文書はある筈がないと思つて決算委員会の席上で確かめてみましたところ、委員一同署名した覚えがないというのであります。その後に至つて内閣から、正誤という形式で「この一頁は削除する」と申込んで来ております。苟くも国会の議に付する公文書に關して、かくのごとき不謹慎な行為のないよう、内閣は将来嚴重に注意されるよう指摘して置きました。

意見を述べられまして、全員これに賛成でありました。而して最後に採決に移りまして、全会一致を以て、すべて異議がないと議決いたしました。次に、昭和二十三年年度一般会計予備費使用総額書その2、昭和二十三年度特別会計予備費使用総額書（その2）、昭和二十三年度特別会計予備費使用総額書（その2）、昭和二十三年度特別会計予備費使用総額書（その2）に基き使用総額書及び昭和二十四年度特別会計予備費使用総額書（その1）（いずれも承諾を求める件）に關する決算委員会の審議の経過並びに結果について御報告いたします。先ず本件の内容について大略を説明いたします。

昭和二十三年年度一般会計予備費の予算額は六十五億四角でありまして、同年度中に使用された金額は六十二億七千七百四角でありまして、このうち昭和二十三年十二月二十四日まで使用された五十一億一千五百四角については、すでに昨年五月、国会が承諾を與えておりますので、今回は、それ以後、年度末までに使用されました十一億六千二百四角について承諾を求めておるのであります。

次に、特別会計におきましては、地方配付税配付金以下二十三特別会計の予備費の予算総額は百三十五億一千九百四角でありまして、使用された金額は六十五億六千六百四角でありまして、このうち昭和二十三年十二月二十四日まで使用された二十二億八千

余万圓については、すでに昨年五月、国会が承諾を與えておりますので、今回は、それ以後、年度末までに使用されました四十二億八千六百四角について承諾を求めておるのであります。次に、国有鉄道事業及び通信事業の両特別会計にありましては、事業量の増加によつてその収入が増加した場合に、その収入の一部を予備費使用の例に準じて事業の経費に充てることができることになつており、その残額を以て借入金金の返還に充てることになつておりますが、これに対して国会の承諾を求めて参りましたが、ここに議題となりまして特別会計予備費第四條但書に基き使用総額書でありまして、昭和二十三年度中の使用額は、通信事業特別会計におきまして十二億一千七百四角となつております。

次に、昭和二十四年度には一般会計については御承知の通り予備費は全然設けられてありませんでしたから、特別会計だけについて事後承諾を求めてゐるわけでありまして。昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

以上四件につきまして、本委員会における質疑応答の主なるものを御紹介いたします。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

昭和二十四年度特別会計予備費の予算額は、外国為替以下二十四特別会計の總計二百億二千七百四角でありまして、そのうち昭和二十四年十二月九日まで使用された金額は三十億五千八百四角となつております。

第一に、予備費の使用を年度末に至つて閣議で決定したものが甚だ多くありまして、三月二十五日以後に決定したものが、一般会計だけを見ても二十五口に上つておりますので、予備費の残額を少くする意図が働いておるのではないかと、その理由を質問いたしましたのに對して、政府の答弁は、二十三年度の予備費の当初予算は二十億円でありますが、その後余儀ない事情が起りましたので、更に四十五億円の追加予算が十二月二十二日に成立して、合計六十五億円となつたような次第で、自然、年度末に押し迫つてその使用決定をするものが多くなつたのでありまして、決して予算の残額を無益なことに使ひ果すというようなわけではないということでありました。第二に、行政機構の設置改廃を伴うものや、法律政令の改廃を伴うもの等については、国会開会中には予備費の使用を行わないということを閣議で決定して置きながら、その決定に違反して、予備費使用を決定しているものが若干あることについて質問いたしましたところ、政府の答弁は、二十三年度の予備費については前に述べたような余儀ない事情があつたので、自然、予備費使用の方針に關する閣議の決定に對しても例外的な決定をいたさねばならぬというようなことが起つたのである、この問題については、前に昭和二十二年年度の予備費使用に對して国会の事後承諾を求めた際にも、参議院から警告を受けた次第であるから、将来は十分注意するということでありました。第三に、昭和二十三年特別会計予算總則第四條を見ますと、収入増加額の中から事業費に充てるための増加支出額十一億三千余万円だけについて国会の事後承諾を求める必要があるのであつて、借入金償還に充てた金額七千余万円についてはその必要がないのに、何故に事後承諾を求めるのかという質問に對しまして、政府の答弁は、全く御質問の通りであります。政府としては、国会の審議権尊重の精神から、それをも併せて御審議を願うように取計らつたのである、実はこの予算總則第四條の規定が不完全であつたと考えますので、現に国会において審議中の昭和二十五年年度の特別会計予算總則には、その点を書き改めまして、双方共に御審議を願うように取計らつておりますから、御了承を願いたいということでありました。

以上を以て質疑応答を終り、討論に入りまして、別段の意見もありませんでしたので、全会一致を以て承諾を與えることを議決いたしました。尙一言附け加えますが、昭和二十三年特別会計予算總則第四條但書に基く使用總調査中、通信省所管の借入金償還に必要な経費は、現在の法規上、国会の承諾を要しないものでありますから、削除せしむべきものであります。が、この点についての政府の説明によりますと、これを国会の承諾を受くべき事項の中に加えた理由は、国会の審議権を尊重する精神で加えたことでもあり、今後この分に對しても国会の承諾を得ることが適當であるといふので、昭和二十五年年度において予算總則の規定を改めていふということでありますので、これらの点を考慮に入れて、特にこの部分を除いて承諾を與えるという形式を避けて、全部を一括して承諾を與えることに議決した次第であります。

以上を以て御報告を終ります。(拍手)
○副議長(松嶋嘉作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
先ず持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基く、昭和二十三年業年度持株会社整理委員会経費收支計算書並びに課受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその課受けたる財産に關する財産目録及び收支計算書を問題に供します。本件はすべて異議がないとの委員長の御報告の通り決することに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(松嶋嘉作君) 御異議ないと認めます。

○副議長(松嶋嘉作君) 次に、昭和二十三年年度一般会計予備費使用總調査(その2)、昭和二十三年特別会計予備費使用總調査(その2)、昭和二十三年特別会計予算總則第四條但書に基く使用總調査、昭和二十四年度特別会計予備費使用總調査(その1)、以上四件全部を議題に供します。これらの四件は委員長報告の通り承諾を與えることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○副議長(松嶋嘉作君) 御異議ないと認めます。
議事の都合により、これにて午後三時まで休憩いたします。
午後零時十二分休憩
午後三時四十八分開議
○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。この際、御報告いたしたいことがござります。
先般我が国国会議員一行がニューヨーク州議會を視察するに當り、同州の上下兩院は本年二月六日共同決議をなし、その決議文がマツカーサー元帥宛送付せられ、總司令部民政局長ホイットニー准將より議長に伝達されました。右共同決議の要旨は次の通りであります。

し全面的協力をなし、諸般の便宜を供與するものである。
右御報告申し上げます。
〔拍手起る〕
尙、本件に關し、議長はニューヨーク州議會の好意に對し深甚の謝意を表する旨、ホイットニー准將に伝達方依頼することといたします。
○議長(佐藤尚武君) 参事をして報告をいたさせます。
〔海保参事朗読〕
本日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
地方税法の一部を改正する法律案
本日委員長から左の報告書を提出した。
郵政省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に關する法律案可決報告書
地方税法の一部を改正する法律案修正議決報告書
○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと叫ぶ者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認

めまします。先ず委員長の報告を求めま
す。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により第二十
四号末尾に掲載〕

郵政省設置法の一部を改正する法
律案

右
国会に提出する。

昭和二十五年二月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

郵政省設置法の一部を改正する法
律案

郵政省設置法の一部を改正する
法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律
第二百四十四号）の一部を次のよう
に改正する。

第十九條第一項の表の郵政審議會
の部中（簡易生命保険郵便年金事業
審議會に附議される事項を除く。）
を削り、同表の簡易生命保険郵便年
金事業審議會の部を削る。

附則

この法律は、昭和二十五年三月一
から施行する。

〔河井彌八君登壇、拍手〕

○河井彌八君 郵政省設置法の一部を
改正する法律案の内閣委員会における
審査の経過並びに結果を御報告申し上げ
ます。

本日、内閣委員会におきまして本案

の審議をいたしたのであります。政府
の説明を聞き、更に質疑応答を重ねま
して、討論の末に、全会一致を以て可
決すべきものであると議決いたしましたの
であります。

本案提出の趣旨及び内容を簡単に申
上げます。政府は行政整理を引續いて
執行するという決意を以ちまして、各
省にある政府部内における各種の審議
会、凡そ三百もあるものであります。こ
れを半枚程度に減らすという構
想の下に行政整理の執行に着手してお
るのであります。而して郵政省におき
ましても、現にありましますところの簡易
生命保険郵便年金事業審議會、これを
廃止いたしまして、その仕事を現に
存するところの郵政審議會に移管する
というのであります。こういう趣意
であります。而して法律の内容といた
しましては、郵政省設置法の第十九條
の第一項にありまします表の中から簡易
生命保険郵便年金事業審議會を削りま
して、而してやはり同じ表の中にあり
ましますところの郵政審議會の部の中で只
今廃止しました審議會の権限をそちら
に移すという、それだけの條文であり
ます。而してこの法律の施行は本年の
三月一日から施行するという期限が付
いておるのであります。これが法律案
の内容であります。そういたしましたし
て、本案は、昨日、本院において可決
せられましたところの簡易生命保険法
の一部を改正する法律案、郵便年金法

の一部を改正する法律案、この改正案
の内容と相開通しておる、むしろ本案
の通過を待つてこの二つのものが成立
すべきものと認められるのでありま
す。これにつきまして各委員からいろ
いろ質疑があつたのであります。概要
を申し上げます。

先ず行政簡素化の問題といたしまし
て、今度ここに廃止いたしますところ
の簡易生命保険郵便年金事業審議會、
これは成立以來どのくらい開会したか
と申します質問であります。これは
二年に一回しか開会しなかつたという
説明であります。それから更にもう一
つ、審査会として簡易生命保険郵便年
金審査会というものが存置してあるの
であります。何故にこれを廃止し
ないかという質問が出たのでありま
す。これは簡易生命保険の権利者を保
護する趣旨の下にこの審査会が設けて
あるものでありますから、これを廃止す
ることは権利者の利益を阻害するとい
う虞れがあるから、それは廃止しない
という説明でありました。次に定員が
どのくらい減るのであるかという質問
に對しましては、この審議會の廃止に
よりまして三十名が減るのである、併
しながら更に郵政審議會に對しまして
郵政審議會委員を約四十名程度に増や
すのであります。従つて差引十名の
減員になるという説明でありました。

次に経費の節減はどうであるかとい
う質問に對しましては、これは極めて僅
かなる手当を給するといふよりなこと
でありまして、多額には上つておらな
いといふことで、若干の経費節減であ
るという結論になつたのであります。

それから更に審議會の委員の選任の方
法であるとか任期をどうするといふよ
うなこと等につきましても、現在ある
制度に對しまして、その運営について
強い要求もあつたのであります。政府
はその点を諒としたのであります。そ
れから審議會の委員会が年に一回開か
れる、或いは郵政審議會が二回しか開
かれないうようなことであるなら
ば、むしろ、この郵政審議會も必要な
いのではないかという意見もありまし
たが、これは政府はやはり民間その他
の意見を十分聞く必要があるといふこ
との説明であつたのであります。

大体かような程度で以て質疑応答を
終りました。

討論に入りましますところが、この審
議會を廃止いたしまして、そうして郵政
審議會に仕事を移す場合におきまして
は、その郵政審議會において新たに加
えられるところの委員の選任につきま
しては、よくこの利害関係者の利害を
ば尊重する方針をとつて任命して貰
たいものであるという意見が出たので
あります。政府はこれに對しまして了
承をいたしております。かようにいた
しまして本案の採決をいたしましたこ
ろが、全会一致を以て可決すべきこと
であると決定したのであります。

尙、一つ落しましたから申し添えま
すが、施行期日を三月一日にしなけれ
ばならぬという理由はどこにあるかと
いう質問に對しましては、これは四月
一日でもよろしいという説明でありま
した。これを附け加えて置きます。こ
れを以て報告を終ります。（拍手）

○議長（佐藤武君） 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部の問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長（佐藤武君） 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長（佐藤武君） この際、日程に
追加して、地方税法の一部を改正する
法律案（衆議院提出）を議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱ふ者あり

○議長（佐藤武君） 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。地方行政委員長岡本愛祐君。

〔審査報告書は都合により第二十
四号末尾に掲載〕

地方税法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年二月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤武君

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「(物件の取得に對するものを除く。)」を削る。

第十三條中「地方税(釐金税、入場税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税並びにこれらの附加税を除く。)」を「地方税(釐金税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税、遊興飲食税及びこれらの附加税並びに入場税を除く。)」に改め、第二十号から第二十四号までを次のように改める。

二十から二十三まで 削除

二十四 住宅組合の事業

第三十六條第一項第二号及び第四十四條第一項第一号中「入場税附加税」を削る。

第四十六條第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第七十六條を次のように改める。

(入場税の賦課率)

第七十六條 入場税は、賦課率百分の百によりこれを課さなければならぬ。但し、博覧会場、展覧会場、遊園地その他これらに類する場所の入場する者又は運動競技で学生、生徒若しくはその競技をなすことを業としなす者の行ふもの

について、観覧のため競技場に入場する者から料金を徴収する場合においては、賦課率は、百分の四十とする。

第八十三條第一項中「又はその取得」及び「又はその取得者」を削る。

第八十四條中「又はその取得」及び「又は取得者」を削る。

第八十六條第一項中「又はその加入」及び「又はその加入者」を削り、同條第二項中「加入者とは、新たに使用者となつた者を」と削る。

第八十八條及び第八十九條を次のように改める。

第八十八條及び第八十九條削除

第九十二條中「又はその取得」及び「又はその取得者」を削る。

第九十九條第六号を次のように改める。

六 削除

同條第十五号を次のように改める。

十五 削除

第一百一條第一項中「入場税附加税の賦課率は、これを本税の百分の二百と」を削る。

同條第二項中「及び不動産取得税附加税」及び「不動産取得税附加税にあつては不動産の価格の百分の二十」を削る。

第八十八條第一項中「又はその取得」及び「又は取得者」を削る。

第九九條中「又はその取得」及び

「又は取得者」を削る。

第一百條中「又はその取得」及び「又は取得者」を削る。

第一百一條中「又はその取得」及び「又は取得者」を削る。

第一百十六條中「入場税にあつては三倍、」を削り、同條中「その他の税の下に(入場税を除く。)」を加える。

第一百二十二條第一項第七号を削る。

第一百二十六條の二第六項中「入場税、酒消費税、木材引取税、遊興飲食税及び入場税並びにこれらの附加税」を「酒消費税、木材引取税、遊興飲食税、入場税及びこれらの附加税並びに入場税」に改める。

第一百二十七條第一項中「入場税にあつては三倍、」を削り、同項中「その他の税の下に(入場税を除く。)」を加える。

第一百三十四條の二を削る。

附則

一 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年三月一日から適用する。

2 昭和二十五年二月二十八日まで

の入場税、船舶の取得に對する船舶税、自動車、電話の加入に對する電話税、不動産取得税、漁業権の取得に對する漁業権税及びこれらの附加税並びに舟の取得に對する舟

税、自転車、自轉車の取得に對する自転車税、荷車の取得に對する荷車税及び金庫の取得に對する金庫税につ

いては、なお従前の例による。

3 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第四項中「及び地方税法(昭和二十三年法律第百十号)による不動産取得税を削る。

5 当せん金附証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「及び地方税法による不動産取得税を削る。

〔岡本愛蔵君遺囑、拍手〕

○岡本愛蔵君 只今議題となりました

地方税法の一部を改正する法律案は、衆議院地方行政委員長の提出にかかるものでございまして、参議院は二月二十五日予備審査のために送付を受け、本日衆議院において原案を可決の後、本院に送付いたしましたものであります。

本法案の提案理由を申し上げますと、地方税制の改革に關し、入場税の税率軽減、不動産取得税の廃止並びに電話、自動車、自転車等の取得に對する課税の廃止は、国民一般がその早急実施を要望するところでありまして、政府も近く提出せんとする地方税法の全面的

改正法律案の草案におきまして、その実施時期を三月一日と予定していたのであります。ところが右法案は未だ提案の運びに至りません。而も国会における審議はその重要性に鑑み相当の日子を要することが予想せられ、三月一日実施は不可能となりましたので、衆議院は国会独自の立場から本法律案を立案し、その早急実施を意圖したものであります。

次に衆議院側の改正要点を簡単に申し上げますと、第一点は入場税に關するものであります。従来市町村が賦課していた入場税の附加税を廃止して、入場税を都道府県税一本に改め、その税率を、本税、附加税合せて百分の百五十でありましたものを、百分の百に軽減し、更に展覧会場、博覧会場、遊園地その他これに類する場所に入場する者、又は運動競技で学生生徒その他アマチュアが行ふものについて観覧料を徴する場合においては百分の四十とすることに改めたのであります。改正

の第二点は、不動産取得税及びその附加税を初めとし、都道府県税において、船舶、自動車、電話、漁業権の取得に對する課税を廃止し、市町村税において、これらの附加税と、舟、自転車、荷車、金庫の取得に對する課税をすべて廃止したのであります。これは取引高税の廃止に始まる流通税一般の撤廃という我が国税制改革の一環をなすものであります。資産の移転を

円滑にし、その経済的利用を増大せしめようとする趣旨に基くものであります。

参議院地方行政委員会におきましては、慎重審議の結果、次の二点につき修正を加えることを考慮いたしました。その第一は、専ら交響楽、器楽、声楽等の純音楽を研究発表する会場に鑑賞のため入場する場合の入場税は、衆議院の原案によりますと百分の百であります。これを百分の四十に軽減せんとするものであります。これらの純音楽は、美術と同様、国民の情操を高め、大なる文化的、公共教育的使命を持つものでありますから、博覧会、美術館、展覧会、遊園地等に入場する者と同じように税率を軽減する必要があると認めたのであります。

修正の第二は、この改正案の施行以前に博覧会その他の興行等につき、いわゆる入場券の発売をなした場合に、この税率の改正により一部の業者が不当に利得をなすような事態が発生することを防止するため、必要な経過規定を追加せんとするものであります。特別徴収義務者はこれらの入場税及び附加税を当該都道府県に納入しなければならぬこと、及びこれら入場税及び附加税を特別徴収義務者に拂い込んだ者は、本法による減税相当額の還付を條例の定めるところによつて都道府県に請求することができると趣旨の規定を加えるのであります。

右二点の修正案は、委員会委員の全員の発議で提出することになりました。

尚この改正による入場税の軽減が地方財政に及ぼす影響について政府の見解を質しましたところ、三月中における入場税は二十五年度の徴収となるのであります。昭和二十四年度における入場税の徴収見込額は約百六十億円であり、税率の軽減による徴収と他方、入場者、利用者の増加等による増収とを彼此勘案して、明年度においては都道府県税として百三十億四千万円を見込んでおり、地方財政計画として大体支障なく運用される見込であるとの答弁がありました。その他の質疑応答は速記録に譲ることをお許し願います。

かくて質疑を終了、討論の後、採決に入り、右述べました二点の修正案及び修正案を除く原案につき、それ／＼全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 本案に対し討論の通告がございます。これより発言を許します。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕
○岩間正男君 日本共産党はこの税法に対して反対するものであります。この一番重要な点は入場税の税率軽減の問題であります。これは成程

一応見ますと十五割から十割というよりなことに下つておりますけれども、併しこの税率そのものが依然として世界一高い入場税であるということであり、大抵現在世界で行われておる税率を見ますと、ドイツの占領地においては七〇％、それからイギリス六〇％、米國では二〇％、大体こういうようになつております。尤もこれは映画の場合であります。このようにして非常に現在の入場税は苛酷のものになつておる。而もここで問題になることは、この取上げたところの入場税が国民の文化の面にこれを保護し奨励するといふような意味合いを以てこれが割り戻される、つまり文化政策を確立して、それによつてこれらの文化を盛んにするといふ方向に使われるなら、これは必ずしも反対すべき筋合ひのものではないかも知れないのであります。

が、現在におきましては單に財源として取るだけであつて、これを何ら文化保護奨励の方向にこれを用いていない、こういうような現象が起つておるのであります。我々はこのような苛酷な入場税に對しましては賛成することとはできないのであります。その結果、日本の現在のこの文化の様子、殊に芸能の姿を見ますと、そこに大きな破壊が起つておるといふことが言えると思ふのであります。入場税は、入場料のこの二点で考へて見ますと、大抵昭和十二年に比べて現在は約百倍といふことになつております。併し今まではこれに對しまして約六〇％の入場税を取つておりましたから、業者の手取は四〇％に過ぎなかつたのであります。ところが物価を見ますと、これは昭和十二年に比べて、大体二百五十倍に上昇しております。このように入場料を今度の改正によりまして、税に五〇％、それから業者の手取の方がこれは五〇％といふことになりまして、やはり昭和十二年程度の物価と比較しますと、大体五分の一程度の収入しかないといふことになるのであります。この結果どういふことが起つておるかといふと、先ず映画とか演劇のようにな面にのみならず、殊に映画の場合をここで申しますと、映画の生産が非常に成り立たなくなつておる。経営が非常に困難になつておる。従つて非常に生産コストが安くなる。低下する。例えば今まで五ヶ月かかつて映画を作つておつたのに、今度はそのよ

うな時間をおつたのでは間に合わない。金利の面からも、それからいろいろの経営の面からも間に合わないから、これを三ヶ月で作るといふことになりす。それからいろいろの資材の面でもそうです。例えばいろいろの舞台の装置とか、それから俳優の服装の問題とか、更にフィルムを使う、そのフィルムなんかも非常に制限されて来る。つまり生産費のあらゆる面に對して、これは軽減されることになりす。従つ

て当然そこに質の悪い非常に間に合せる映画、そういうような映画が氾濫するといふことになりす。

更に又このような経済状態はどういふことを惹起しておるかと言いますと、一方におきましては、この芸術家の生活そのものを非常に困難なところに陥れておる。私達は非常に派手な一流の映画人の生活なんか新聞だけで見ておりますから、それだけを問題にする、生活状態はいじやないか、こゝろ考へるかも知れませんが、併しこれは飛んでもないのであります。その外、これはあゝいふような派手なところでないところに非常に生活の困窮が起つておる。殊に最近におきましては、演劇ではとてもこれはやり切れないといふことが起つております。演劇の場合はとてもこれはやり切れないといふことが起つておる。これは舞台の持つて来まして、なか／＼入場税が高いので、入る人が少い観客が少いので収入がこれに伴わない。そのためにこの日本の演劇が非常に苦しい立場に追い込まれておるといふことは事実であります。更に又労働者の場合から考へますと、こういふような点からしまして、当然これは経営の不振のために賃金の引下げ、首切りといふようなことが起つて来ます。こういふようないふ現象を総合して考へますと、ときには、どうしても映画、演劇、その他

とになつております。併し今まではこれに對しまして約六〇％の入場税を取つておりましたから、業者の手取は四〇％に過ぎなかつたのであります。ところが物価を見ますと、これは昭和十二年に比べて、大体二百五十倍に上昇しております。このように入場料を今度の改正によりまして、税に五〇％、それから業者の手取の方がこれは五〇％といふことになりまして、やはり昭和十二年程度の物価と比較しますと、大体五分の一程度の収入しかないといふことになるのであります。この結果どういふことが起つておるかといふと、先ず映画とか演劇のようにな面にのみならず、殊に映画の場合をここで申しますと、映画の生産が非常に成り立たなくなつておる。経営が非常に困難になつておる。従つて非常に生産コストが安くなる。低下する。例えば今まで五ヶ月かかつて映画を作つておつたのに、今度はそのよ

のいろ／＼な興行面におきまして、その水準が低下して、現在エロ、グロの映画が非常に街に氾濫しておりますけれども、その原因は正にこういう所にある。つまりこれは、はつきりと現在の政府の文化政策そのものが、単に財源として、この大衆の中から入場税の形で大きな収奪をして、それを何ら文化保護の面に拂戻しをしていない、そういうような一連の政策の中に大きく現れておるのであります。又この結果は一方におきまして、例えば歌舞伎とか、文楽とか、そういうような日本としては保存しなければならぬような、そういうような文化面まで、これは経営が成り立たなくなつて、非常に現在におきましては、これは危機を迎えておる、こういうような形になっております。

こんな点から考えますときに、どうしてもこのような苛酷な入場税は、これでは間に合わない。而もです、今度の改正によりまして、成る程五割下つたということになっておりますけれども、その税額全体を見ますと、これは殆んど前年度と変わりがありません。従つてこれは入場税を非常に苛酷な方法で取るというようになりまして、今までの例を言いますと、例えば入場税は、これは地方自治体の財源として割当てられて、地方の自治体警察をこれで賄つて来た。そのために或る地方なんかでは、税金の取立てのために警官が応援しておる。こういうような現象ま

で起つたのでありますが、こういうような現象を起しておるうちに、この入場税の性格が出ておるのであります。我々としては、このような民族の文化を本當に高める、それからこれを発展させる、こういうような方向をとつていないで、単に一つの財源として、苛酷な大衆の収奪をするというような性格を持つたところのこの法案に対しては賛成することはできない。全面的にこのような大衆課税的の税法は全部撤廃して、そうして全面的に撤廃して、もつと、このような文化興隆を図るべきである、このように考えるのであります。

こういうような観点からしまして、我々日本共産党は、この入場税のこのような中途半端な改正に対して反対するものであります。(「反対か、どういうのだ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。

本会全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に

追加して、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員理事黒田英雄君。

〔審査報告書は都合により第二十四号末尾に掲載〕

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年二月二十三日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武君

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案

入金に関する法律(昭和二十二年法律第十号、)及び帝国鉄道会計又は通信事業特別会計における昭和二十一年度の経費支弁のための借入金等に関する法律(昭和二十一年法律第五十五号)の規定に基いて借り入れた借入金については、これらの法律の規定にかかわらず、その償還期限を昭和二十七年まで延期する契約をすることができ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 日本国有鉄道法施行法(昭和二十四年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「一般会計に帰属した公債及び借入金」の下に「償還期限を延期し、又は」を加える。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程されました昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律案の審議の結果並びに結果について御報告をいたします。

先ず本案の提案の理由並びに内容について申し上げます。政府は昭和二十一年度におきまして、一般会計終戦処理費の財源に充てるために同会計の負担で百億円、帝国鉄道会計収益勘定におきまして経費支弁及び歳入不足補填のために同特別会計の負担で四十二億四百六十万円、通信事業特別会計業務勘

定におきまして経費支弁のために同特別会計の負担で十五億三千万円の借入金を出したのであります。その後、帝国鉄道会計の借入金は、国有鉄道法施行法の規定によりまして、これを一般会計に、又通信事業特別会計の借入金は、郵政事業特別会計法の規定によりまして、これを郵政事業及び電気通信事業の各特別会計にそれぞれ帰属せしめられておるのであります。これらの借入金は、いずれも昭和二十四年度中に償還しなければならぬことになつておりました。中でも帝国鉄道会計の借入金四十二億四百六十万円と通信事業特別会計の借入金のうち七億三千万円は本年三月一日に償還しなければならぬことになつておるのであります。既に償還期限までにはこれらを償還することが困難と認められますので、その償還期限を昭和二十七年まで延期することにいたしました。そのものであるものであります。委員会におきましては、種々熱心なる質疑応答が交されたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存するのであります。かくて質疑を終了いたしました。討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十二分散会

○本日の會議に付した事件

一、公共企業体労働関係法に関する緊急質問

一、日程第一 持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基き、昭和二十三年事業年度持株会社整理委員会経費收支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受したる財産に関する財産目録及び收支計算書
一、日程第二 昭和二十三年年度一般會計予備費使用總調書(その2)
(承諾を求める件)
一、日程第三 昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(その2)
(承諾を求める件)
一、日程第四 昭和二十三年年度特別會計予備費使用總調書(その2)に基き使用總調書(承諾を求める件)
一、日程第五 昭和二十四年度特別會計予備費使用總調書(その1)
(承諾を求める件)
一、渡米議員団に対するニューヨーク州議會の共同決議に関する報告
一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

一、地方税法の一部を改正する法律案
一、昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金償還期限の延期に関する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君

議員
赤木 正雄君 阿竹齊次郎君
飯田精太郎君 梅原 眞隆君
江藤 哲翁君 大山 安君
岡井 常君 岡本 愛祐君
河井 彌八君 木下 辰雄君
九鬼敏十郎君 瀧見 義男君
來馬 琢道君 西郷吉之助君
島村 軍次君 新谷實三郎君
高橋龍太郎君 伊達源一郎君
田中耕太郎君 田村 文吉君
堀越 義郎君 松井 繁雄君
山本 眞造君 結城 安次君
濱田 寅藏君 小川 友三君
伊藤 保平君 市来 乙彦君
井上なつみ君 宇都宮 登君
尾崎 行雄君 加賀 操君
鎌田 逸郎君 小杉 イチ君
小宮山常吉君 植竹 春彦君
中山 壽彦君 鈴木 直人君
竹下 豐次君 川村 松助君
小林 英三君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 慎一君
久松 定武君 玉置 喜章君
水久保基作君 一松 政二君
松村眞一郎君 三島 通陽君
宮城タマヨ君 村上 義一君
田中政五郎君 岡田喜久治君
小野 光洋君 國田 伊能君
島津 忠彦君 池田宇右衛門君
橋尾 龍君 加藤常太郎君
城 義臣君 淺岡 信夫君
岡崎 眞一君 西川基五郎君
大島 定吉君 黒田 英雄君
平沼彌太郎君 眞葉 隆圓君
柴田 政次君 高橋 啓君
石原幹市郎君 松野 喜内君
黒川 武雄君 深川タマエ君
伊東 隆治君 鬼丸 義賢君
藤井 新一君 深水 六郎君

北村 一男君 藤森 眞治君
中川 幸平君 左藤 義隆君
西山 龜七君 橋本萬右衛門君
平野善治郎君 中井 光次君
廣瀬與兵衛君 小串 清一君
大隅 憲二君 林屋 信幸君
門屋 盛一君 奥 主一郎君
星 一衛君 奥 武雄君
石川 一衛君 齋 哲夫君
塚本 重藏君 岩本 哲夫君
岩崎正三郎君 石川 準吉君
鈴木 順一君 淺井 一郎君
吉川末次郎君 羽生 三七君
田中 信雄君 尾形六郎兵衛君
松下松治郎君 山下 義信君
河野 正夫君 兼岩 傳一君
岩間 正男君 千葉 信君
鈴木 清一君 太田 敏兒君
姫井 伊介君 小泉 秀吉君
カニキ邦彦君 伊藤 修君
藤田 芳雄君 中平常太郎君
青山 正一君 中村 正雄君
川上 嘉君 若木 勝藏君
原 虎一君 若木 龍也君
三好 始君 米倉 龍也君
三木 治朗君 門田 定藏君
河崎 ナツ君 駒井 藤平君
岩男 仁藏君 鈴木 憲一君
國務大臣
大藏大臣 池田 勇人君
郵政大臣 小澤佐重喜君
電氣通信大臣 鈴木 正文君
労働大臣 鈴木 正文君
國務大臣 増田甲子七君
政府委員
大藏政務次官 水田三喜男君
労働事務官 賀来才二郎君
(労働局長)
〔第十九号参照〕
審査報告書
連合國軍の需要に應じ連合國軍のために労働に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年二月十五日
大藏委員長 黒田 英雄
代理理事 田村 文吉
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
伊藤 保平 玉置 喜章
油井賢太郎 木内 四郎
來馬 琢道 小宮山常吉
米倉 龍也 平沼彌太郎
西川基五郎

要領書
一、委員會の決定の理由
連合國軍の需要に應じ連合國軍のために労働に服する者等に対する給與金の支拂事務の一部を市中銀行に委託せんとするものであつて、適當な処置と認める。
二、事件の利害得失
この法律の施行によつて給與金の支拂を迅速且つ確実ならしめる利益がある。
三、費用
この法律の施行に伴い別に費用を要しない。
審査報告書
水先法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十五年二月十六日
運輸委員長 中山 壽彦
参議院議長佐藤尚武殿
多数意見者署名
飯田精太郎 早川 慎一
横尾 龍 小泉 秀吉
入交 太蔵 小野 哲

要領書
一、委員會の決定の理由
本法律案は水先人の免許の要件に関する規定を整備し、又以前に水先人であつた者に対する免許の特則を定めると共に、新たに水先人を設定しようとするもので、必要且つ適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
現行の水先人制度の不備を補う利益がある。
三、費用
本法律案の実施によつて別に費用を要しない。
會議録第十七号正誤
頁段 行 誤 正
三二 六 化学 科学
三三 大量 原料
一億年ぐら いは年ぐら いは目立つ りはなくな りません。 地球の上には ウラニウム やアルミニ ム 地球の上には アルミニウ ム
三〇 一 論ずる 論ず
三 行き方 言い方
二 養成して は優勢であ る。 インドネシ ア
九 印度支那 ア
二 拾頭 胎動
三 抱えた原子 抱えた原子力
力は、 原子力
は、 原子力

定価 一部 六円五十銭
送料 実費
発行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇官報課